

第 6 1 号議案

中野区産業振興センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

商談室の名称を改め、その使用について無償とするとともに、セミナールーム 1 及び 2 を廃止する必要がある。

中野区産業振興センター条例の一部を改正する条例

中野区産業振興センター条例（平成25年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「商談室、」を削り、同条第2号中「大会議室」を「特別会議室、大会議室」に改め、「、セミナールーム1、セミナールーム2」を削る。

別表第1商談室の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。